

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和5年6月21日（水）午前8時50分～午前9時34分
2 場 所 市長公室
3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
4 欠席者
5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項はありませんので、報告事項1「特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について（令和4年度実績）」を報告してください。

部 長 1点目は、狛江市特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況についてです。公表は、これまで同様、各特定事業主の連名で行います。令和4年度は、令和3年度において実施した取組を継続しながら、職員の仕事効率やパフォーマンスがより向上する取組を実施することができました。

2.（2）実施状況を御覧ください。まず、（ア）職業生活に関する理解促進のための研修実施についてです。ハラスメント防止研修（管理職向け・一般職向け）の実施や、人権・男女共同参画研修の実施、男女共同参画研修への職員派遣を行い、職業生活に関する理解を深めるための取組を行いました。

続いて（イ）職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境整備についてです。育児休業所得回数の増加、在宅勤務等の柔軟な働き方の運用、特にサテライトオフィス（スペース）等の職場の選択肢を拡大、WEB研修等の遠隔会議手法の推進等を行い、職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境を整えました。続いて3.次世代育成支援対策推進法に基づく第2期狛江市特定事業主行動計画における成果指標の変化についてです。まず、次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の目標値について、男性の育児休業の取得率は、目標値40%に対して、令和4年度実績100%（5/5人）となりました。男性については、出生直後だけでなく一定期間経過後に取得する等、職員の希望に応じた柔軟な取得を促したことで、令和4年度の取得率は100%を達成しました。引き続き休暇、休業を取得しやすい職場環境の醸成に協力をお願いします。また、年次有給休暇の職員一人当たりの平均取得日数は、目標値13日に対して、令和4年度実績12.5日となりました。対前

年度比で0.3日の減となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により病気休暇等を取得した職員が増加した中において、新型コロナウイルス感染症前の水準以上の取得率を維持することができました。続いて、職員一人当たりの時間外勤務平均時間数については、目標値100時間に対して、令和4年度実績119.5時間と、令和3年度から6.3時間減少しました。職員の健康管理の面からノー残業デー及び絶対退庁時間を引き続き遵守いただくようお願いします。また、休日出勤をする際は、特別の事情がある場合を除き、当該週で振替休日を取得するよう、改めて徹底をお願いします。

次に、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画の目標値についてです。係長職以上の職員から構成される「各役職段階にある職員」に占める女性職員の割合は、目標値35%に対して、令和5年4月1日時点での実績は26.9%と令和4年度の27.3%から0.4%減少しました。女性職員が占める割合は主事職の職員が64.4%、主任職の職員が58.0%であるため、今後も主事・主任職を中心として、長期的視点で係長職以上の職責を担える女性職員の育成に、全庁的に取り組んでいただきたいと思います。

2点目が、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表についてです。公表内容は、「採用した職員に占める女性職員の割合」、「平均継続勤務年数の男女差」、「管理的地位及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」、「男女別の育児休業取得率及び平均取得期間」、「男女別の育児休業の取得期間の分布」、「男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況」とし、各項目の実績値については、資料のとおりです。以上の内容について、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する推進法第19条第6項に基づき、庁議終了後、市ホームページにて公表します。

市長 続いて、報告事項2「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の新設に伴う課税上の取扱い等について」を報告してください。

部長 令和4年4月の道路交通法の改正により、7月1日から一定の電動キックボード等が新たに「特定小型原動機付自転車」と定義されました。まず、特定小型原動機付自転車の定義ですが、資料1のとおり、あくまでも原動機付自転車の枠内となります。判別については、国土交通省の告示に規定する性能等確認実施機関による性能等確認済みの表示（シール）により、特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車との区別がされるほか、特定小型原動機付自転車の取得者に対して、販売証明書を販売事業者等が交付する場合には、一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車が区別して記載されます。次に税率及び適用ですが、こちらは年額2,000円で一般原動機付自転車と同額で、令和6年度課税以降となります。

なお、今回の改正道路交通法施行以前は、特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の区分がなかったため、一般原動機付自転車（2,000円）として賦課しているところです。標識（ナンバープレート）については、国からの標準様式とするよう通知があったため、今回新たに特定小型原動機付自転車専用の標識を用いることとなります。資料3のとおり、サイズが一般原動機付自転車よりも小さく、10cm×10cmの大きさです。

標識の納品については、現在、標識制作会社が大変混みあっている状況で、納品が7月に間に合わない見込みであると連絡を受けています。7月1日以降の間、標識の交付申請があれば、連絡先等を伺った上で、納品され次第の連絡ということで対応していきたいと考えています。

市長 続いて、報告事項3「岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の素案に関するまちづくり懇談会について」を報告してください。

部長 岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の素案に関するまちづくり懇談会を、6月25日に開催します。岩戸北三・四丁目周辺地区においては、令和2年度より調布都市計画道路3・4・16号線の整備を見据え、良好な環境の形成・維持向上を図るため、地区計画の策定に向けて検討を進めてきました。令和4年度は、アンケートの実施、まちづくり懇談会及びワークショップの開催を実施し、地区内の市民の方々から様々な意見をいただきました。具体的には、市は区画道路拡幅を提案する上で災害シミュレーションを行っているのかという意見や、低層住宅エリアの住民からは、より高度利用できるようにしてほしいという意見があった一方、現在の環境を維持してほしいという意見も頂きました。令和5年度、3D都市モデルの作成業務の一環で延焼シミュレーションを実施するため、その結果を基に議論を深めていきたいと考えていますが、その一方で調布都市計画道路3・4・16号線 岩戸北区間の道路整備を進めていく上では、都市計画道路沿道については、まちづくりのルールを早期に決めることが得策であるため、2段階に分けて地区計画を策定することとします。令和5年度は第1段階として、地区全体に対して地区計画の目標、土地利用の方針等を定め、図にお示しする幹線道路沿道地区Ⅰ及びⅡにおいて、地区整備計画を策定します。地区整備計画の概要ですが、地区施設として、区画道路及び広場を位置付けます。建築物等の制限については、建築物の用途、最低敷地面積、壁面の位置、壁面後退区域内の工作物の設置、形態及びその他意匠、垣又は柵の構造について制限を行います。具体的な内容については、資料のとおりです。1段階目の都市計画決定告示の後、住宅地区の課題解決に向けた検討及び住民等との意見交換を進め、令和5年度以降に第2段階として地区計画を変更し、地区整備計画を策定する範囲を拡大する予定です。また、用途地域の変更と新防火地域の指定に向けた

検討も行い、安全で良好な都市環境の形成を目指します。新防火地域は、都条例による指定が必要であり、その可能性について都と協議する時間も必要となります。今後のスケジュールは資料のとおり、8月下旬には地区計画の原案説明会を開催し、併せて都市計画法に基づく手続を進めていきます。11月下旬に都市計画審議会へ諮問を行い、12月中旬に都市計画決定告示を行う予定です。

市 長 その他ありますか。

部 長 職員の名札の表記についてです。一般質問でも議員から話がありましたが、先日新聞記事で職員の個人情報として、自治体職員の氏名から個人情報をSNS上で検索されメッセージを送られたり、インターネット上に氏名が公開されたり、更にはストーカー被害の懸念もあることから、自治体や企業では、名札を氏名表記から名字のみに変更する動きがあります。市においては、狛江市職員服務規程第7条第5項により、現在名札は氏名表記としていますが、こうした流れや職員のプライバシー保護の観点から名字のみの表記に変更したいと考えています。今後規程の改正を行うとともに8月1日付けで正規職員・会計年度任用職員の別を問わず、全職員の名札を名字表記に変更し、この機会に更に視認性を高め、親しみやすいよう漢字から平仮名表記に変更します。ローマ字表記については、引き続き併記します。

 なお、同規程第7条第1項にて「職員は、全体の奉仕者として、その品位を保ち、自己の職務を明らかにするため、職務執行の際は、必ず名札を着用しなければならない」とされ、また、同条第2項にて「職員は、名札を見やすい位置に着用しなければならない」となっています。職員として市民に対して責任のある仕事を行うという意味でも、引き続き名札の着用や電話での名乗りについては、励行してください。

市 長 カスタマーハラスメントにより心身に影響が生じる事案もあります。これを踏まえ、国ではそのような事例においても労災認定の適用も検討されており、労災に当たる場合もあるため、そのような場面が発生しないよう配慮が必要です。他にありますか。

部 長 第16回全日本いかだサミットIN狛江の実施結果についてです。6月17日当日は、エコルマホールに全国各地からいかだレースを開催している8つの地域が集まり、各地域によるまちの紹介や、いかだレースの取組・魅力等の発信を通して、活発な情報交換を行いました。サミット冒頭では、都立狛江高等学校箏曲部による演奏及び狛江市シルバー人材センター「チャーミーズ」のダンスによる歓迎アトラクション、後半ではダニエル・カールさんによるトークショーにより、イベントを盛り上げていただきました。最後はお楽しみじゃんけん大会を実施し、多くの皆様楽しんでいただきながら、盛

大にイベントを開催することができました。当初2020年に開催を予定していた本サミットですが、新型コロナウイルス感染症の影響により3年越しの開催となりました。当日は、延べ454人の方々に来場いただき、本サミットを通して相互の大会の発展や地域同士の連携を深めることのできた良い機会となりました。今回の開催に当たり、関係各課に協力いただきありがとうございました。

市 長 他にありますか。

部 長 第47回 狛江市民まつりの開催日決定についてです。6月12日に実施された第1回狛江市民まつり実行委員会にて、令和5年度の市民まつりの開催日を11月11日及び12日に決定しました。令和5年度は、ほぼ例年規模の開催を想定して令和4年は出演のなかったおみこし・お囃子も含め、準備を進める予定です。会場については、例年をベースに「狛江第一小学校・市役所前市民ひろば・中央公民館・市民グラウンド・本町通り・えきまえ広場・狛江駅北口交通広場」を検討しています。実施内容の詳細については、今後実行委員会にて検討を進め、改めて周知します。

なお、市民まつり開催日となる11月11日及び12日については、市役所や防災センター内での会議やイベント等の実施は、市民まつりの設営準備や運営実施に支障をきたすため、極力避けてください。実施する場合については、地域活性課まで必ず事前に連絡をしてください。また、新たな場所の確保が必要となる新規事業を実施するのは難しい状況ですが、各課イベントや事業等において市民まつり内での取組を希望するものや狛江第一小学校入口等でのPR事業（チラシ配布）等を希望する場合等については、7月7日までに地域活性課まで連絡をお願いします。

市 長 令和4年度市民まつりのパレードでは、交通規制の先導や、誘導等、狛江第一小学校入口の混雑により、パレードが入れない状況であったため、スムーズに進行できるよう、安全のためにも各部の協力を得て職員配置をするようにしてください。他にありますか。

部 長 川口地域からの錦鯉の寄贈についてです。友好都市である新潟県長岡市川口地域は、「錦鯉発祥の地」でもあり、長岡市では、錦鯉ブランド強化の一つとして、長岡市内小学校等への寄贈事業等を実施しています。その一環として、ふるさと友好都市である狛江市に対して寄贈事業による錦鯉の認知度向上及び更なる交流促進を目的に、錦鯉の寄贈の申し出をいただきました。川口地域の錦鯉の認知度向上の一助となり、今後の更なる友好の絆を深めるため、錦鯉寄贈の申し出をお受けし、市民の目にも触れやすい庁舎2階ロビーに展示スペースを設けることとなりました。水槽の設置日は6月22日を予定しており、午後2時よりロビーにおいて錦鯉の寄贈式を開催します。鯉

の管理体制については、庁内で有志の「いきもの係」を募り、餌やりや水槽の清掃等の日常管理を行っていきます。また、水槽の維持に要する光熱水費については、総務部にも協力をいただきながら庁舎管理の中で対応する予定です。

市 長 他にありますか。

部 長 小田急バス（狛江駅南口～喜多見住宅）の工事延長に伴う迂回運行についてです。6月13日庁議で報告した「和泉多摩川駅付近でのガス管取換工事」について、当初、日曜日を除いた6月9日から23日までとされていましたが、雨天等による工事の遅滞により、7月14日まで工事延長となりました。工事延長に伴い、狛11系統の狛江駅南口から喜多見住宅間の小田急路線バスの迂回運行並びに一部停留所の休止についても、7月14日まで延長となりました。

市 長 他にありますか。

部 長 小田急バスのダイヤ改正についてです。バス、タクシー、ハイヤー、トラック等の自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るための基準である「改善基準告示」について、令和6年4月からの適用開始に伴い、小田急バスがダイヤ改正を7月1日から実施することになりました。令和2年11月16日のダイヤ改正により、最大3時間の空白時間帯が発生した「狛江ハイタウン折返場～喜多見駅」間の路線については、時間毎に1便を目指したダイヤとなりました。

なお、7月1日より運行することについて、6月18日午後7時以降に各停留所にお知らせを掲示すること、19日に小田急バスホームページに掲載する旨の連絡がありました。

市 長 一般質問対応について、検討していく、と答弁した内容については、整理して早急に対応できるようにしてください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、6月27日午前9時00分から開催します。